**STCW条約A-6/1に基づく習熟訓練について**

**【対象者】**

　基本訓練の対象とならない船員を含むすべての船員

**【訓練項目と主な訓練の内容】**

　　各船員に対し、当該船員が船内での任務に割当てられる前に、当該船員が実際に乗り組む船舶の実情等も踏まえ、当該船舶内等において以下の教育を行うこと。

|  |
| --- |
| １．安全情報のシンボル、掲示板、警報信号を理解し、安全に関して船内の他の者との意思疎通ができること |

**（主な訓練の内容）**

船内の非常事態を知らせる合図、信号、非常時の体制、任務等について教育すること。

|  |
| --- |
| ２．以下の場合にどのような対応をとるべきか理解すること  （１）人が海中転落した場合  （２）火災又は煙を検知した場合  （３）火災警報又は退船警報が発せられた場合 |

**（主な訓練の内容）**

人が海中転落した場合の救助体制や連絡体制、救助艇や救助器具等の配置状況や実際の使用方法、基本的な救助の手順等について教育すること。

火災又は煙を検知した場合の連絡体制、消火器具等の備付状況や使用方法、基本的な消火の手順等について教育すること。

火災警報又は退船警報が発せられた場合の対応について教育すること。

|  |
| --- |
| ３．非常呼集及び退船配置並びに非常時の脱出経路の確認 |

**（主な訓練の内容）**

　　　非常呼集時の対応、退船時の非常配置及び脱出経路の確認について教育すること。

|  |
| --- |
| ４．救命胴衣の位置と着用 |

**（主な訓練の内容）**

　　　救命胴衣の備付けの場所及び備付けている救命胴衣の着用方法について教育を行うこと。

|  |
| --- |
| ５．警報の発令及び携帯用消火器使用の基本知識 |

**（主な訓練の内容）**

警報の発令時の対応及び携帯用消火器使用の基本知識について教育すること。

|  |
| --- |
| ６．事故やその他の緊急医療事態に対する初動（船内でのさらなる医療支援を求める前の行動） |

**（主な訓練の内容）**

　　　事故やその他の緊急医療事態に対する基本的な応急処置等の対応について教育すること。

|  |
| --- |
| ７．防火扉及び水密扉の開閉 |

**（主な訓練の内容）**

　　　防火扉と水密扉の位置や使用方法について教育すること。